

(案)

愛媛県宇和島庁舎エレベータ保守点検業務契約書

愛媛県南予地方局長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次の条項により委託契約を締結する。

(契約対象エレベータ)

第1条 契約の対象となるエレベータは、次のとおりとする。

所在地 愛媛県宇和島市天神町7番1号

建物名 愛媛県宇和島庁舎

種類及び台数 マイコン制御式エレベータ (O T I S 製)

乗用 15人 1000 Kg 90m/分 7停止 2基

乗用 15人 1000 Kg 90m/分 8停止 1基

油圧式自動車用エレベータ (O T I S 製)

自動車用 2000 Kg 15m/分 2停止 1基

(業務の内容)

第2条 乙は、毎月1回(遠隔監視装置による点検を含む)、前条の昇降機を安全かつ良好な運転状態に保つよう、別添「エレベータ保守点検業務仕様書」に基づき保守点検作業を行う。

2 不時の故障の際、甲より連絡のあった場合は、速やかに技術員を派遣し適切な処置を行う。

3 乙は、毎月甲に対して委託業務の履行終了通知を行うものとする。

(契約期間)

第3条 委託業務の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は乙に対し、委託料として¥ (うち消費税及び地方消費税額¥ -) を支払う。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、¥ -とする。

(委託料の支払)

第6条 委託料の支払いは、年2回払いとし、乙は、その年の9月の業務完了後、¥ -、翌年の3月の業務完了後、¥ -を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の業務完了確認後、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し

付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部については、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（検査）

第11条 甲は、必要に応じて検査を行い、保守点検が不十分と認められた場合は、改めて保守点検を命ずることができるものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において委託の必要がなくなったとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

（損害賠償）

第13条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約保証金の返還等）

第15条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（その他）

第16条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

宇和島市天神町7番1号
甲 愛媛県南予地方局
局長

乙

エレベータ保守点検業務仕様書

愛媛県宇和島庁舎エレベータ設備が常に安全で最良の運転状態を維持するよう、次の事項を実施する。

契約対象物

マイコン制御式エレベータ 3基 (O T I S製)
乗用 15人 1000 Kg 90m/分 7停止 2基 (1、2号機)
乗用 15人 1000 Kg 90m/分 8停止 1基 (3号機)
停電時管制運転装置 (1号機:自家発運転、2号機:バッテリー)
地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 音声合成装置
車椅子仕様 (1号機のみ) 中央監視盤
油圧式自動車用エレベータ 1基 (O T I S製)
自動車用 2000 Kg 15m/分 2停止 1基 (4号機)
地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 中央監視盤

1 定期点検

- ・毎月1回、技術員を派遣してエレベータ設備全般を点検し、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行う。作業時間中は運転を休止する。
- ・乗用エレベータに遠隔監視装置を設置する場合は、技術員の点検は3か月に1回とし、3か月に2回は遠隔監視装置による点検を実施する。この場合、乙は遠隔監視装置を設置するとともに、これを甲に無償で貸与し、撤去する費用についても乙の負担とする。

2 細密調査

定期的に監督技術者を派遣して機械装置の細部を調査し、予防保全的措置をとる。

3 定期整備

定期点検、細密調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、直ちに修理又は部品の取替を行う。
作業時間中は運転を休止する。

4 定期点検、整備の対象事項

別紙のとおり

5 作業の時間

定期点検、定期整備は9時から17時までの間に行う。

6 故障時の対応

不時の故障の場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処置を行う。

7 報告書の作成

保守点検を行ったときは、保守作業報告書を作成して提出する。

別紙

定期点検、整備の対象事項

1 マイコン制御式エレベータ（1・2号機）

巻上機	ウォーム・シャフト、グランドパッキング、軸受、ブレーキ・コイル、ディスク、ブレーキスイッチ、ブレーキカップリング及び部品、駆動綱車、オイルシール、防振ゴム
電動機	巻線、軸受、回転子、整流子
制御盤	スイッチ、リレー、ヒューズ及び部品
調速機	張り車、軸受及び部品
受電盤	ブレーカー、ヒューズ及び部品
かご関係	カー・シープ、カウンターシープ及び軸受ガイド・シュー、ローラ・ガイド及び部品、かご非常止め装置、運転操作盤の部品、ドア・オペレーター装置及び部品、ドア・スイッチ、セーフティ・シュー及び部品、ドア・ガイドシュー、かご敷居、ドア・ハンガー及び部品、カーポジションインジケータ及び部品、ファン及びブロアーの部品、照明部品（ランプ類含む）、インターホン、停電灯装置、積載超過装置
ホール信号装置	ホールボタン及び部品、ホールポジションインジケータ及び部品、ホール・ランターン、ゴング及び部品
ドア装置	ドア・クローザー及び部品、ドア・インターロック装置及び部品、ドア・ハンガー及び部品（ローラ・ガイドシュー含む）
昇降路関係	頂部そらせ綱車及び軸受、巻上用ロープ、ガバナー・ロープ、つり合ロープ又はつり合チェーン、移動ケーブル、リミット・スイッチ及び部品、レベリング・スイッチ及び部品、フロアストップ・スイッチ及び部品、ストップング・スイッチ及び部品
ピット関係	緩衝器（油圧又はスプリング型）及び部品、つり合ロープ綱車、軸受及び部品、つり合ロープ弛緩スイッチ及び部品

その他 電気配管配線一式（昇降路外配管配線を除く）

2 マイコン制御式エレベータ（3号機）

巻上機	ウォーム・シャフト、ギヤー、グランドパッキング、軸受、ブレーキ・コイル、シューライニング、ブレーキカップリング及び部品、駆動綱車、オイルシール、防振ゴム
電動機	巻線、軸受、回転子、整流子
制御盤	スイッチ、リレー、ヒューズ及び部品
調速機	張り車、軸受及び部品
受電盤	ブレーカー、ヒューズ及び部品
かご関係	カー・シープ、カウンターシープ及び軸受ガイド・シュー、ローラ・ガイド及び部品、かご非常止め装置、運転操作盤の部品、ドア・オペレーター装置及び部品、ドア・スイッチ、セーフティ・シュー及び部品、ドア・ガイドシュー、かご敷居、ドア・ハンガー及び部品、カーポジションインジケータ及び部品、ファン及びブロアーの部品、照明部品（ランプ類含む）、インターホン、停電灯装置、積載超過装置
ホール信号装置	ホールボタン及び部品、ホールポジションインジケータ及び部品、ホール・ランターン、ゴング及び部品
ドア装置	ドア・クローザー及び部品、ドア・インターロック装置及び部品、ドア・ハンガー及び部品（ローラ・ガイドシュー含む）
昇降路関係	頂部そらせ綱車及び軸受、巻上用ロープ、ガバナー・ロープ、つり合ロープ又はつり合チェーン、移動ケーブル、リミット・スイッチ及び部品、レベリング・スイッチ及び部品、フロアストップ・スイッチ及び部品、ストッピング・スイッチ及び部品
ピット関係	緩衝器（油圧又はスプリング型）及び部品、つり合ロープ綱車、軸受及び部品、つり合ロープ弛緩スイッチ及び部品
その他	電気配管配線一式（昇降路外配管配線を除く）

3 油圧式自動車用エレベータ（1台用前後扉）

電動機	巻線及び回転子、軸受
油圧装置	ポンプ装置、バルブ装置、サイレンサー装置、 オイルタンク、フィルター及び装置
制御盤	スイッチ、ヒューズ、リレー及び部品
調速機	張り車、軸受及び部品
受電盤	ブレーカー、ヒューズ及び部品
かご関係	ガイド・シュー又はローラ・ガイド及び部品、 かご非常止め装置、運転操作盤及び部品、 ドア・オペレーター装置及び部品、ドア・スイッチ、 セーフティ・シュー及び部品、ドア・ガイドシュー、 かご敷居、ドア・ハンガー及び部品、 カーポジションインジケータ及び部品、 ファン及びブロアーの部品、照明部品（ランプ類含む）、 インターホン、停電灯装置
ホール信号装置	ホールボタン及び部品、 ホールポジションインジケータ及び部品、 ホール・ランターン、ゴング及び部品
ドア装置	ドア・クローザー及び部品、 ドア・インターロック装置及び部品、 ドア・ハンガー及び部品（ローラ・ガイドシュー含む）
昇降路関係	頂部綱車及、つり合おもり綱車及び軸受巻上用ロープ、 ガバナー・ロープ、移動ケーブル、 リミット・スイッチ及び部品、 レベリング・スイッチ及び部品、 フロアストップ・スイッチ及び部品 ストッピング・スイッチ及び部品
ピット関係	緩衝器及び部品、ガバナー・ロープ張り車及び軸受、 プランジャー用パッキング
その他	電気配管配線一式（昇降路外配管配線を除く）